奈良県告示第八十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第二十七条第二項の規定により奈良県歯科医師国民健康保険組合の規約の変更を認可したので、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第七条第二項の規定により告示する。

平成二十年五月十六日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　変更を認可した事項

組合員の範囲

二　変更の内容

次の組合員を追加する。

第一種組合員（後期高齢者）

第二種組合員（後期高齢者）

第三種組合員（後期高齢者）

三　認可年月日

平成二十年四月一日